

決 裁	課 長	課長補佐	係 長	担 当	課 員	整 理 番 号	
						下水道（集排）番号	

年 月 日

勝山市長 殿

公 共 汚 水 ま す 及 び 取 付 管 工 事 申 請 書

（申 請 者） 住 所

氏名又は名称

電 話

（土地所有者） 住 所

氏名又は名称

電 話

勝山市公共下水道（勝山市農業集落排水処理施設）工事に伴う民有地内の汚水ます及び取付管にかかる工事について、勝山市下水道条例施行規則第14条（勝山市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則第8条）の規定により、下記のとおり申請します。

なお、下水道事業受益者負担金の額については、勝山都市計画下水道受益者負担に関する条例第3条及び第4条に定める額（農業集落排水事業分担金の額については、勝山市農業集落排水事業分担金徴収条例第4条に定める額）となることを了承します。

記

工 事 場 所	(官民境界より 1 . 0 m以内)
工 事 内 容	移動 ・ 嵩上げ ・ 切下げ ・ 撤去 ・ 構造変更 ・ 新設
構 造 物	公共汚水ます有効深さ cm(標準80cm) ・ 取付管の内径 ϕ
工事完了予定（希望）日	年 月 日
工 事 施 工 者 (ます調査担当者)	住 所
	名 称 電話番号
	代表者氏名
	担当者氏名
添 付 書 類	位置図 ・ 現況写真

※今回申請者が、既設公共汚水ますに係る農業集落排水事業受益者の親族である場合に記入
上記申請者は、私の親族に相違ありません。

受益者 住所
氏名

※市確認欄

受益者負担金（分担金）納入状況	納入済	未納（賦課	年度）	未賦課
-----------------	-----	-------	-----	-----

▼勝山都市計画下水道事業受益者負担に関する条例

(排水区域の名称等)

第3条 排水区域の名称、負担区、区域及び地積並びに単位負担金額(排水区域内に存する土地1平方メートル当たりの負担金額をいう。以下同じ。)は、別表のとおりとする。

排水区域の名称及び単位負担金額

名称	負担区	区域	地積	単位負担金額 (円/㎡)
勝山排水区	第1負担区	平成9年度勝山市公共下水道事業計画変更認可による勝山処理区のうち勝山都市計画用途地域	660ha	311円
	第2負担区	平成15年度勝山市公共下水道事業計画変更認可による勝山処理区のうち第1負担区以外の地域 285ヘクタール	285ha	380円

(各受益者の負担金の額)

第4条 受益者が負担する負担金の額は、当該受益者が次条の公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で同条の規定により公告された区域内のものの面積に単位負担金額を乗じて得た額とする。

▼勝山市農業集落排水事業分担金徴収条例

(分担金の額)

第4条 住宅にかかる分担金の額は、50万円とする。

2 住宅以外の施設にかかる分担金の額は「屎尿浄化槽の処理対象人員の算定方法」(昭和44年建設省告示第3184号)により算定した処理対象人員を住宅の処理対象人員10人で除した割合に50万円を乗じた額とする。

3 前項に規定する分担金の額が50万円未満の場合は、50万円とする。

4 第2項に規定する分担金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

5 事業開始後新たに受益者となる者に係る分担金の額は、当該受益者が事業開始時において受益者であった者とみなし、前項に定める分担金の額に準じて算出する。